

千葉県災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書



千葉県（以下「甲」という。）と社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、千葉県災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の「千葉県地域防災計画」に基づき、センターの設置・運営、協力体制等について、必要な事項を定めるものとする。

（設置・運営）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティア活動の調整を行う必要があると認めたときは、乙に対してセンターの設置・運営を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と連携・協力し、センターを設置・運営する。

（要請の手続）

第3条 甲がこの協定に基づき、乙に要請を行う場合は、書面により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、後日書面をもって対応するものとする。

（設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、千葉県ハーモニープラザ内に設置するものとする。ただし、当該施設に設置することが困難な場合には、甲はこれに代わる場所の確保に努めるものとする。

2 甲または乙が、著しい被害を受けた地域への支援活動を実施するためにセンターの分室機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めたときは、甲乙協議の上、設置を行い、甲は、設置場所の確保に努めるものとする。

（支援活動内容）

第5条 センターは、次の各号に掲げる支援活動を行うこととする。

- 
- （1）甲が設置する災害対策本部との連絡・調整
 - （2）全国的支援組織や民間ボランティア団体等との連絡調整
 - （3）災害ボランティアに関する各種情報の収集・整理・提供
 - （4）被災住民のニーズ把握
 - （5）一般ボランティアの受付・登録・派遣・コーディネート
 - （6）甲が設置する区災害対策本部との連絡・調整
 - （7）その他災害ボランティアの活動支援に関すること

（支援活動期間）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する支援活動期間については、甲乙協議して決定する。

(平常時の協力)

第7条 乙は、平常時より災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は乙に対して、整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 乙は、甲とともに平常時から相互に協議・連携し、関係諸団体との顔の見える関係の維持に努め、センターの運営等、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(要員の確保等)

第8条 センターの運営に必要な人員は、甲乙協力して確保するものとする。

2 乙は、センターの運営に必要な一般ボランティア及びボランティアコーディネーターの連絡・調整を行う。

(資機材の確保)

第9条 甲と乙は、災害時ボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保する。

(費用負担)

第10条 第2条の規定によるセンターの運営に関し、次の各号に掲げる費用のうち、甲が認めた費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙は、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

(1) センターの運営に従事した乙の職員の人件費

(2) 事務用品購入等にかかる事務費

(3) 通信機器のリース費用、通信費

(4) 前各号に掲げるもののほか、センター運営にあたり必要と認めるもの

2 乙は、支援活動終了後、当該支援活動に要した費用を甲に請求し、費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(損害賠償)

第11条 災害応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害への補償は、ボランティア活動保険によるものとする。

2 前項のボランティア活動保険の保険料については、ボランティア本人の自己負担とする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙どちらかから異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとする。以後の期間満了のときの取扱いも同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市長 神谷 俊



乙 千葉市中央区千葉寺町1208-2
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
会長 竹川 幸夫

